

令和元年(ワ)第33338号
新幹線列車内喫煙ルーム廃止等請求事件

原告 半澤一宣
被告 西日本旅客鉄道株式会社 他2名

準備書面(その9)(被告JR西日本)

2020(令和2)年11月8日

東京地方裁判所 民事第16部 御中

原告 半澤一宣

■車掌に対する証人尋問の実施についての要望

原告は、2020(令和2)年2月14日付準備書面(「その1」に相当)で、2019(令和元)年8月6日の「のぞみ138号」に乗務していた■車掌に対する証人尋問を行うことを請求しました。

その後、新型コロナウイルス問題の深刻化に伴い、■車掌を東京地方裁判所まで呼び出すことが難しく思われる状況になってしまいました。

しかし報道されているとおり、東京地方裁判所が担当している、河井克行・案里夫妻の公職選挙法違反事件の公判では、河井夫妻から現金を受け取ったとされる複数の証人を、広島地方裁判所へ出廷させ、リモート(テレビ会議方式)で尋問を行っています。

したがって本件訴訟においても、■車掌を、■氏の住所または勤務先(所属する部署の所在地)を管轄する地方裁判所へ呼び出し、リモートで証人尋問を行うことは、制度的にも設備的にも可能であると考えられます。

原告の第1希望は、あくまでも■車掌を東京地方裁判所へ出頭させ、対面で質疑応答を行うことです。

書面での質疑だけでは関係者との口裏合わせを防げないのと、■氏の答弁に何か疑問点があった場合にはその場で詳細を確かめる再質問を行える環境で尋問を行う必要があるからです。

しかし裁判所が、新型コロナウイルス問題との関係でそれは不可と判断されるのであれば、原告は第2希望として、上に記したリモート方式での証人尋問の実施を、請求したく存じます。

原告は、対面方式とリモート方式のどちらにするかは裁判所へ一任しますので、いずれにしても■車掌に対する証人尋問を実施する決定をしていただけますよう、ご配慮の程よろしくお願い申し上げます。

なお、証人尋問を実施することに決まった場合、原告が■車掌へ質問を予定している内容は、2020(令和2)年7月13日付準備書面(その5)の8頁に記載のとおりですが、これに加えて、2020(令和2)年5月9日付準備書面(その3に相当)に記載したこととの関連で、■車掌の肩書は「指導車掌」と「主任車掌」のどちらが正当かについて確認する質問も追加で行いたいことを、申し添えます。

また■車掌の答弁の内容によっては、上記の準備書面に記した以外の事柄についても臨機応変に質問を追加する場合がございます。以上